

日本エネルギー法研究所月報

JAPAN ENERGY LAW INSTITUTE MONTHLY BULLETIN



第266号

【目 次】

| | |
|--------------------------------------|---|
| 米国反トラスト法分野における州の関わり…………… 1 若林 亜理砂 | 研究報告書及び研究員研究報告書の公開…………… 9 所員の異動…………… 9 マンスリー・トピック…………… 9 新着図書案内……………10 |
| 2020年再エネ特措法の評価…………… 4 高尾 宗士朗 | |
| 研究班の動き…………… 7 | |

米国反トラスト法分野における州の関わり

駒澤大学法科大学院教授 若林 亜理砂

はじめに

2020年は思いがけず例年とは異なる状況に世界中が陥っている。コロナ禍においては、米国の各州の状況や規制が様々で、連邦政府と異なる見解を有する場合も多いことから、州が注目されることが増えているように思われる。米国反トラスト法の分野に関しても、従来は、連邦レベルでの法適用が主として議論されてきたが、ここ数年、(コロナ禍を原因とするものではないが)州によるエンフォースメントに注目が集まるが増えている。本稿では、連邦反トラスト法における州の関わりと近年の動きについて概観したい。

1. 州の連邦反トラスト法との関わり

クレイトン法4条及び16条に基づき、州は連邦反トラスト法違反行為につき三倍賠償や差止を求めて提訴することができる。州が購入者として損害賠償を求めたり、競争制限的な合併の差止を求め提訴する

ことがその典型である。また、州の司法長官は、州民のために父権訴訟 (Parens Patriae Suit) を提起することが認められている。これは従来コモンロー上認められていたものではあるが、Hart-Scott-Rodino Act of 1976により三倍賠償を請求し得ることが法定された!

これと同時期にCrime Control Act of 1976が制定され、それによる補助金が州内に反トラスト執行機関を設立する原資となり各州の反トラスト法の運用が強化された。1980年代に入ると、シカゴ学派の影響を受けて連邦レベルでは水平的な競争制限等にその適用が集中し垂直的行為に対する適用は後退したが、これに対応するように州はその活動を活発化させ、NAAG (National Association of Attorneys General) 等を通じて協力関係を強めて独自の規制を展開した。1990年から2000年初頭における州の活動は引き続き活発に行われるが、この時期は連邦と協調的であった点が特徴的である。特に、連邦司法省に加えて20

州及びコロンビア特別区が原告となり1998年に提起されたマイクロソフト訴訟はその典型例である。

その後、43代ブッシュ政権時には連邦反トラスト法政策の後退に伴い州との関係が敵対的とも言えるようになったが、オバマ政権において再び協調的な関係が維持されたのち、現在のトランプ政権に至っている。現政権においては、フランチャイズ本部が加盟店に本部または他の加盟店の従業員の引き抜きを行わないことを義務付けるNo-Poach Agreementの扱いをはじめ、連邦と州の考え方が大きく異なる場合が再び増加し、合併関連事案では以下で紹介するT-Mobile/Sprint事件²の他、AT&T/Time Warner事件³やLive Nation事件等、州による反トラスト法への独自の関与が特に注目されるようになっている。

また、ほとんどの州はそれぞれ州の反トラスト法を有している。州法の実体規定は連邦法と類似しており、条文中に連邦反トラスト法と同様の解釈を行う旨の規定を有していることも多いため、連邦法から大きく乖離するような解釈はあまり見られない。これに対し、エンフォースメントに関しては様々なのが認められており、差止命令や三倍賠償のみならず、州により契約の無効化等も可能となっており、父権訴訟が認められている州も多い。

州法に関し特筆すべき点は、間接購入者による損害賠償請求が認められていることであろう。Illinois Brick事件では、カルテル行為者から商品を購入した事業者の顧客、すなわち間接購入者である州等により連邦反トラスト法に基づき訴訟が提起されたが、連邦最高裁判決は、間接購入者は違反者に対して損害賠償を請求し得ないと判断した。これを受け、20超の州が、州反トラスト法違反行為者に対する間接購入者の損害賠償を種々の形で認める立法を行っている。

2. 州による連邦反トラスト法への関与に対する見解

州による連邦法への関与については批判的な見解も多い。まず、反トラスト法適用の一貫性が各州の関与により保たれなくなるという指摘がある。また、ほとんどの州で司法長官は選挙により選出されるため、反トラスト法政策にとって重要な事案よりも州民にアピールしやすい事案を取り上げがちであると

される。この他、一部大規模州を除き、州司法長官は必ずしも潤沢な訴訟資金を有しているわけではないという問題も挙げられる。州によっては、父権訴訟により獲得した損害額から必要な費用を確保しなければならないため、資金確保のために訴訟を提起するという本末転倒な状況も生じるのではないかと述べられている。そして、反トラスト法違反行為については、被害者による損害賠償やクラスアクションも可能であり、州司法長官による父権訴訟がなくても同じ結果は達成できるとも指摘される⁴。

反対に、州による連邦反トラスト法への関与を支持する論者も多く、見解は分かれている。まず、連邦による事案の調査の際、州は地元の市場に特に精通しており、父権訴訟を提起してきた歴史から消費者に近い立場にあるため、州の支援は連邦にとっても重要であるとされる。また、州は連邦とは異なる視点を有していることも、州のエンフォースメントが支持される根拠の一つである。連邦と州の協働の際には生産的な相互作用を生み、州が独自に事案を取り上げる場合には、州が提訴する場合の障害となり得る経験面及び財政面の問題も、NAAGにおいて情報を共有し、役割分担すること等により克服可能であるとされる。連邦へのプレッシャーともなることも挙げられる。さらに、州による訴訟の可能性があることにより、連邦の執行が縮小されている時期には特に、連邦レベルで誤った決定が下されることへの保険となることが指摘されている⁵。

3. 最近の事例 ～T-Mobile/Sprint事件～

米国の携帯通信市場は、参入障壁が高く、技術の進歩の速さから設備の維持更新が不可欠であり、インプットとしての周波数の数も限られているため、寡占化の度合いは年々進んでいる。T-Mobile/Sprint事件に先立ち2011年に審査が行われた、市場第1位であるAT&Tによる第4位のT-Mobileの買収事案は、高度に集中化された市場において、集中度の実質的な上昇及び全国的事業者が4社から3社に減少することにより反競争的協調の可能性が高まる点を問題とした司法省及び7州により提訴され、AT&Tはこの買収を断念することとなっていた。

T-Mobile/Sprint事件もAT&T/T-Mobile事件と同様に、いわゆるBig 4同士の結合事案である。この結合はオ

バマ政権当時、非公式な折衝における当局の反対により一旦は断念されたものであるが、トランプ政権移行後の2018年4月、両社は株式交換方式による結合につき正式合意を行った。当初の計画そのままでは両社が保有するプリペイドの携帯電話ブランド間の競争が消滅する点で問題があるとされたが、問題解消措置を当事者が取ることを約束して、最終的に本年4月、同意判決の形で認められた。また、1934年通信法に基づき携帯通信分野における企業結合を所管する連邦通信委員会（FCC）も同意判決の条件を前提に2019年10月にこの結合を認めている。

しかし、連邦レベルで承認されることが確定した後も、ニューヨーク等14州が原告となった差止訴訟が継続し、企業結合の実現はこの時点でも不透明とされた。この訴訟においては、連邦司法省が結合当事者側のamicus briefを出しており、連邦と州の対立的な関係は特に顕著である。最終的に2020年2月、連邦地方裁判所は州の訴えを棄却し判決は確定している。

結合を認めた連邦の判断に対しては批判も多い。問題解消措置の有効性について疑問を持つ論者も多く、合併を禁止すべきであったとする見解も有力である。また、合併を承認したFCCの5名の委員のうち2名が反対意見を出している。このように評価が分かれる事案において、州による訴訟は、その支持論者が述べるように、連邦レベルによる判断が過少規制でないことを改めて確認する役割を果たし得るのであったと見ることもできるだろう。

おわりに

反トラスト法分野において、特に連邦レベルでの適用が消極的な時期には、独自の立場をとることにより州の存在感が高まる。事件選択が政治的動機に左右されたり、また、十分に検討された訴訟を提起するための資金的人的リソースを欠いているなど問題点は指摘されるものの、連邦とは異なる視点、バックグラウンドを有する州も連邦反トラスト法の訴訟を提起できることを含む、州の関わりについては、

利点も大きいと考えられている。

現在、欧州を始めとした各国でGAFAs等世界的プラットフォーム事業者の行為が問題とされ、処分も既にいくつか行われている。これに対し、米国では独占的事業者の単独行為に関しては、いくつかの判例を経て、反トラスト法は十分に機能しているとは言えない状況となり、さらに、プラットフォーム事業者の行為については、異なる種類の需要者を含む二面（多面）市場を画定し、複数の需要者への影響を総合的に検討した上で違法性を判断すべきとした最高裁判決以降⁶、違反を問うことが非常に難しくなっている。そのため、連邦レベルでさらに消極的な姿勢が取られることが懸念されていたが、各州がGAFAsの行為に対して訴訟を前提とした検討を行なっていることがかねてより報じられ、2019年には連邦司法省や連邦取引委員会（FTC）も検討を始めたと言われている。これらプラットフォーム事業者への対応についても、連邦及び州レベルでは相違点があり、また相互に影響もあると考えられるため、それについては今後検討課題としたいと考えている。

※脱稿後、司法省がGoogle社を提訴したとのニュースに接した。いわゆる共和党州である11州も原告として加わっており、またニューヨーク等、11州以外の有力州も参加の検討を行っているという。

【注】

¹ 15 U.S.C. § 15c.

² *New York v. Deutsche Telekom AG*, 439 F.Supp.3d 179 (2020).

³ *United States v. AT&T, Inc.*, 916 F.3d 1029 (2019).

⁴ 批判的な論稿として、例えば、Richard Posner, *Federalism and the Enforcement of Antitrust Laws by State Attorney General*, 2 *Geo. J.L. & Public Policy* 5 (2004).

⁵ 肯定的な見解として、例えば、Harry First, *Delivering Remedies: the Role of the States in Antitrust Enforcement*, 69 *Geo. Wash. Law Rev* 1004 (2001) 等がある。

⁶ *Ohio v. Am. Express Co.*, 138 S. Ct. 2274 (2018).

(わかやばやし・ありさ＝駒澤大学法科大学院教授)

2020年再エネ特措法の評価

研究員 高尾 宗士朗

I はじめに

2012年7月に、「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」が施行されたことに伴い、FIT（feed-in-tariff）制度が導入された。太陽光発電等の再生可能エネルギー電源（以下「再エネ電源」という。）によって発電された電気は、一定期間、固定価格で旧一般電気事業者に買い取られ¹、旧一般電気事業者は、その買取費用を、再生可能エネルギー発電促進賦課金（以下「賦課金」という。）として電力需要家から徴収し、費用負担調整機関に納付していた。太陽光発電等の普及・拡大により、再エネ電源の導入量は格段に増加した一方で²、国民負担の増大や既存の系統の空き容量不足等が問題となっていた。

これらを解消するために、2016年5月の法改正により、「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法等の一部を改正する法律」（以下「2016年法」という。）が2017年4月に施行された。しかし、国民負担の増大や既存の系統の空き容量不足は課題として残り続けており、解消が急がれる³。

こうした課題を踏まえつつ、今後も再エネ電源導入の誘導と国民負担の抑制の両立を目的に、2020年6月に法改正がなされ、「再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法」（以下「2020年法」という。）として、2022年4月より施行される⁴。

本稿では、FIT制度下で生じた課題の中から、2016年法制定前から指摘されている国民負担の抑制と系統の空き容量不足の解消に焦点を絞り、2020年法が与える影響について検討したい。

なお、本稿の意見にわたる部分はすべて筆者の意見であり、あり得べき誤りは筆者個人に帰属する。

II FIT制度により生じた課題と法改正による対応

1. 国民負担の抑制

a. 2016年法下での課題の状況

一つ目の課題として、賦課金の上昇による国民負担の増大を抑制することが挙げられる。FIT制度導

入以降、再エネ電源が一括して市場取引を免除されていたことで、太陽光発電等の普及・拡大が進んだ。一方で、賦課金が年々上昇しており、国民負担の増大が大きな問題となっている⁵。

2016年法によれば、電気事業者は、需要家から電気の供給の対価の一部として、各需要家の使用電力量を乗じて得た賦課金を請求できる（2016年法36条）。これは、再エネ電源によって発電された電気が、エネルギー自給率の向上や温室効果ガスの削減によって、需要家全体に便益をもたらすため、電気事業者が買取に要した費用は、国民が負担するという考え方に基づいている⁶。

また、2016年法では、再エネ電源によって発電された電気の買取費用を抑え、国民負担を抑制するために入札制度が導入された⁷。その結果、賦課金の上昇幅こそ小さくなったものの、依然として賦課金は上昇し、国民負担は増大し続けている⁸。

b. 2020年法における国民負担増大への対応

2020年法によって、競争力の強化に資する電源は、FIP（feed-in-premium）制度が適用される。一方、自家消費を主な目的として行う電源や災害時にも安定供給に資する電源はFIT制度が適用されることとなる⁹。FIP制度が適用された再エネ電源によって発電された電気は、市場価格に一定のプレミアム¹⁰を上乗せした額で市場取引される（2020年法2条の2）。これにより、FIP制度の認定を受けた事業者は、市場での売電収入に加えてプレミアムによる収入を得られる¹¹。

同制度適用による電気が市場で取引されることで、買取に係る国民負担を抑制しながら、最大限の導入を果たしていくことが期待される¹²。

また、FIP制度についても入札制度が導入されることとなった（2020年法4条、5条）。このように、市場統合化を目指す電源についても、入札制度の導入によって、国民負担の抑制に向けた姿勢が窺える。

ただし、FIT制度とFIP制度それぞれの詳細な適用条件や、プレミアム価格の算定方法及び見直し期間

等は、今後の調達価格等算定委員会での意見を参照しながら決定していくとされている¹³。

2. 系統の空き容量不足解消

a. 2016年法下での課題の状況

二つ目の課題として、再エネ電源の導入拡大等によって生じた、系統の空き容量不足の解消が挙げられる。系統の増強として、2019年に東北北海道間を結ぶ北本連系線が増強され、2020年代後半には、東京東北間や東京中部間を結ぶ連系線の増強が計画されている¹⁴。

一方で、既に認定を受けた再エネ電源の中には、長期末稼働のものがある（以下「未稼働案件」という。）。このうち、系統接続契約を結んだ電源は、系統の空き容量不足問題に大きな影響を及ぼしている¹⁵。経済産業省は、2016年法の施行によって、認定後3年を経過した未稼働案件に対して、買取期間の短縮又は買取価格の低減を実施し¹⁶、認定制度を厳格化してきた。しかし、系統接続契約を締結してもなお未稼働案件が大量に存在しているという状況にある¹⁷。

b. 2020年法における系統の空き容量不足への対応

再エネ電源の大量導入により、既存の系統の空き容量が不足していることへの対策として、国は系統の増強費用に対し、設置及び維持に要する費用を使用期間にわたり回収するための交付金（以下「系統設置交付金」という。）を課し、全国大で支えるとした（2020年法28条）。この系統設置交付金の交付の業務に要する費用は、小売電気事業者等から電力広域的運営推進機関に納められる納付金が充てられる（2020年法31条）¹⁸。系統増強のために納付金が充てられる理由は、再エネ電源を系統に加えることによって、国民が環境負荷の低減というメリットを享受するためであるとされている¹⁹。また、再エネ電源以外の電源の導入も系統増強の要因となるが、納付金が充てられるのは、再エネ電源由来の増強分のみとされている²⁰。系統設置交付金の導入によって、今後の系統増強計画等に対し、再エネ電源を中心に、将来的に導入する見込みのある電源の容量を考慮した系統形成が期待される²¹。

一方で、未稼働案件に係る対応としては、再エネ

発電事業者の認定の失効についての法改正が行われた。2016年法では、認定を受けた事業者が認定計画に係る再生可能エネルギー発電事業を廃止したときのみ失効できるとされていた。2020年法によって、系統接続契約を締結しているものであっても、経済産業省令²²で定める期間内に認定計画に係る再生可能エネルギー発電事業が開始されなかったときは認定が失効される、という条件も加わり²³、未稼働案件の更なる減少が期待される（2020年法14条）。

III 2020年法が課題に与える影響とその評価

2020年法では、再エネ電源の一部に市場価格が適用されることや、指定期間経過後の未稼働案件に係る認定の失効についての条文が加わったことは、国民負担の抑制と系統の空き容量不足の解消への大きな一歩となった。しかし、FIT制度とFIP制度の適用条件等、制度の詳細については、引き続き検討されていく。そのため、2020年法の評価にあたっては、今後の詳細な制度設計が大きな役割を担うことになると考える。また、FIP制度においては、プレミアム等のあり方について、制度運用後に都度見直しを検討される可能性があることから²⁴、2020年法が与える影響については、制度運用後も注視していく必要がある。

IV おわりに

本稿では、2020年法が国民負担の抑制と系統の空き容量不足の解消に与える影響について述べてきた。法改正によって、再エネ電源の導入拡大や市場統合が進み、再エネ電源の主力電源化²⁵という目標達成に近づくことが期待される。ただし、再エネ電源は、国民が賦課金を負担し、再エネ電源の導入によるメリットを享受することにより支えられている。そのため、今後の制度設計においても、2016年法下における国民負担の抑制という課題が依然として残るだろう。

【注】

¹ 2012年7月から2017年3月までは旧一般電気事業者に買い取られ、2017年4月より送配電事業者（一般送配電事業者と特定送配電事業者）に買い取られている。また、2016年法以降の条文において、電気事業者とは、一般送

配電事業者と特定送配電事業者を指す（2016年法2条1項及び2020年法2条4項）。一般送配電事業者とは、旧一般電気事業者が行ってきた送配電事業とほぼ同内容であり、特定送配電事業者とは、特定の地点の電力事業者に対して自前の送配電設備を維持・運用して供給する事業を指す（水上貴央『再生可能エネルギービジネスの法律と実務』（日本加除出版、2016年）441頁）。

² 事業用太陽光発電の著しい普及拡大による発電コストの低下と比べて、バイオマス発電、地熱発電や中小水力発電は立地制約が大きく、FIT制度導入後も導入量は伸び悩んでおり、発電コストが停滞している（資源エネルギー庁 総合資源エネルギー調査会 基本政策分科会 再生可能エネルギー主力電源化制度改革小委員会（第3回）資料1「地域活用電源に係る制度のあり方」（2019年10月28日）29頁、33頁、

https://www.enecho.meti.go.jp/committee/council/basic_policy_subcommittee/saiene_shuryoku/003/pdf/003_005.pdf（最終閲覧日：2020年9月24日））。

³ 資源エネルギー庁 総合資源エネルギー調査会 基本政策分科会 再生可能エネルギー主力電源化制度改革小委員会「中間取りまとめ」（2020年2月）2頁、

https://www.enecho.meti.go.jp/committee/council/basic_policy_subcommittee/saiene_shuryoku/pdf/report_002.pdf（最終閲覧日：2020年9月24日）。

⁴ 2020年法は、「強靱かつ持続可能な電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律案」（以下「本法案」という。）の中の一つとして、2020年6月5日に本法案が参議院で可決され、成立した。この他、本法案は電気事業法、JOGMEC法（独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構法）によって構成されている。

⁵ エネ庁・前掲注(3)2頁。

⁶ 添田隆秀「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法の概要」NBL963号10頁。

⁷ 入札制度はFIT制度が適用された電源の一部に導入された。十分な導入量とFIT認定件数を有し、コスト低下のポテンシャルが見込まれる電源において、対象とする設備の規模と落札上限価格をあらかじめ設定したうえで行われている（資源エネルギー庁「改正FIT法による制度改革について」（2017年3月）26-27頁、

https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/kaitori/dl/fit_2017/setsumeiji_shiryoku.pdf（最終閲覧日：2020年9月24日））。また、2018年5月以降、FIT制度が適用された再生可能エネルギーによって発電された電気は、非化石価値分を顕在化し、分離させて別の市場で取引され、販売された非化石証書の売却収入が賦課金の原資に充てられることで、賦課金による国民負担を軽減させるよう取り組んでいる。なお、別市場で取引される非化石価値は、再生可能エネルギー由来の電気を使用する意思のある需要家に環境価値として、供給している（資源エネルギー庁「非化石価値取引市場について」（2017年12月）1-5頁参照。
https://www.enecho.meti.go.jp/category/electricity_and_gas/electric/nonfossil/pdf/summary.pdf（最終閲覧日：2020年9月24日））。

⁸ 経済産業省ホームページ「令和元年度エネルギーに関する年次報告（エネルギー白書2020）HTML版」、<https://www.enecho.meti.go.jp/about/whitepaper/2020html/1-2-3.html>（最終閲覧日：2020年9月24日）。

⁹ FIT制度の適用対象となるのは、事業用太陽光発電や風力発電の一部と考えられる。一方、FIT制度の適用対象となるのは、小規模地熱発電、小水力発電、バイオマス発電等が考えられており、これらの詳細設計が今後進められていく（エネ庁・前掲注(3)4頁）。

¹⁰ プレミアムは、発電事業者の売電収入の基準となる価格（基準価格（以下「FIT価格」という。））と市場価格に基づく価格（参照価格）の差額であり、FIT価格が参照価格を下回った場合には、ネガティブプレミアム（いわゆる赤字）が発生するが、発電事業者にはこの支払を求めないことで進められていく（エネ庁・前掲注(3)5-6頁）。

¹¹ エネ庁・前掲注(3)5頁。

¹² 資源エネルギー庁 総合資源エネルギー調査会 省エネルギー・新エネルギー分科会／電力・ガス事業分科会再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会「中間整理」（第3次）（2019年8月）6頁、https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/denryoku_gas/saisei_kano/pdf/20190820001_01.pdf（最終閲覧日：2020年9月24日））。

¹³ エネ庁・前掲注(3)6頁。

¹⁴ 資源エネルギー庁 総合資源エネルギー調査会 基本政策分科会 再生可能エネルギー主力電源化制度改革小委員会（第3回）資料2「再生可能エネルギー時代の次世代ネットワーク」（2019年11月18日）7頁、

https://www.enecho.meti.go.jp/committee/council/basic_policy_subcommittee/saiene_shuryoku/004/pdf/004_006.pdf（最終閲覧日：2020年9月24日））。

¹⁵ エネ庁・前掲注(3)21頁。

¹⁶ 高村ゆかり「再生可能エネルギー政策の評価と課題ー再生可能エネルギー固定買取価格制度の改定をふまえてー」環境と公害46号（2016年）23頁。また、2016年法施行における未稼働案件への、この他の対応は、日高圭吾「再生可能エネルギー電気の固定買取価格制度の見直し」時の法令2031号（2017年）10-14頁参照。

¹⁷ エネ庁・前掲注(3)21頁。

2017年4月の法改正時の措置により、約2,070万kW分の未稼働案件の認定が失効された。しかし、2019年6月末時点で、合計2,685万kW分の未稼働案件が滞留中である（資源エネルギー庁 総合資源エネルギー調査会 基本政策分科会 再生可能エネルギー主力電源化制度改革小委員会（第4回）資料3「再生可能エネルギーで検討すべきその他の論点」（2019年11月18日）4-5頁、

https://www.enecho.meti.go.jp/committee/council/basic_policy_subcommittee/saiene_shuryoku/004/pdf/004_007.pdf（最終閲覧日：2020年9月24日））。

¹⁸ 法改正によって、2022年4月以降、費用負担調整機関から電力広域的運営推進機関に業務が移管され、供給促進交付金、調整交付金、系統設置交付金に係る納付金の徴収を行う（改正・電気事業法28条の40第8項の2）。

¹⁹ エネ庁・前掲注(3)18頁。

²⁰ エネ庁・前掲注(3)18頁。

²¹ エネ庁・前掲注(3)18頁。

²² 経済産業省省令「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則」5条の9等。

²³ また、運転開始期限から1年後の時点で系統連系着工

の申込を行っていない案件は、FIT制度の認定が失効されることが了承され、年内に制度化する方向で進められている

(資源エネルギー庁 総合エネルギー調査会 省エネルギー・新エネルギー分科会/電力・ガス事業分科会 再生可能エネルギー大量導入・次世代ネットワーク小委員会 (第19回) 基本政策分科会 再生可能エネルギー主力電源化制度改革小委員会 (第7回) 合同会議資料3「長期未

稼働案件に係る対応について」(2020年8月31日)8頁, https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/denryoku_gas/saisei_kano/pdf/019_03_00.pdf (最終閲覧日:2020年9月24日))。²⁴ エネ庁・前掲注(3)6頁。

²⁵ 資源エネルギー庁「第5次エネルギー基本計画」(2018年7月3日閣議決定)17頁, https://www.enecho.meti.go.jp/category/others/basic_plan/pdf/180703.pdf。

研究班の動き

(8・9月)

原子力損害賠償に関する法的論点研究班

8月26日の第8回研究会では、水野研究委員より「原発避難者の『ふるさと』の喪失と動的なコミュニティ論—東京高裁令和2年3月17日判決の検討」というテーマでご報告をいただいた。原子力発電所事故に伴う避難者による集団訴訟としては2例目の高裁判決となった本判決を題材に、原審の判断との比較を踏まえつつ、避難者のふるさと喪失についてご説明をいただいた。また、コミュニティが「領域的なもの」から「関係的なもの」へと変容していることについてもご解説をいただいた。その後、避難者がそれぞれ新たな生活を始めている現状を踏まえ、避難慰謝料と生活基盤変容に基づく慰謝料との性質の違いや、ケイパビリティ・アプローチについて検討した。

9月30日の第9回研究会では、藤田研究委員より「原発事故と企業の損害—財産的価値の喪失と営業損失—」というテーマでご報告をいただいた。ゴルフ場の財産的価値の喪失及び営業損失について原子力事業者の損害賠償責任が認められた地裁判決、高裁判決を題材に、損失の評価・算定方法についてご説明をいただいた。その後の議論では、裁判所が行った財産的価値の喪失の評価手法が原子力発電所事故前後で異なっている点や不動産価値の算定手法の基となる考え方について検討した。

エネルギー安全保障に関する国際問題検討班

8月28日の第12回研究会では、伊藤研究委員より「法制度の変更に関する投資協定上の評価—再生可

能エネルギー支援策の縮小をめぐる投資紛争を素材として—」というテーマでご報告をいただいた。法制度の変更が投資協定上の公正衡平待遇義務に違反するかという点について、スペインの再生可能エネルギー支援策の変更に係る仲裁判断から、その判断枠組みについて概観するとともに、チェコ、イタリアの仲裁事例についてご説明をいただいた。その後、公正衡平待遇義務違反の判断に係る、制度の本質的特徴の突然の消滅をもたらすものであるか否かという基準の考え方等について議論した。

9月14日の第13回研究会では、林研究委員より「日米欧のマージン(プライス)・スクイーズ規制—エネルギー市場への示唆—」というテーマでご報告をいただいた。エネルギー市場におけるマージン・スクイーズの問題について概観するとともに、欧米・欧州の競争法の考え方と国内のNTT東日本事件の審決についてご説明をいただいた後、独占禁止法や不当廉売等の観点を交えつつ事業者基準や規制等について議論した。

公益事業規制と競争政策の法的論点検討班

8月11日の第11回研究会では、柴田研究委員より「広告ブロッカーケース(Werbeblocker III, ドイツBGH Urteil, KZR23/17)」というテーマでご報告をいただいた。ドイツにおける広告ブロッカーをめぐる2019年10月の最高裁判決の内容について取り上げ、Adblockがサイト運営者に対して、広告を表示するための料金を課していることが濫用行為と認められるか否か等の論点についてご解説をいただいた。

また、武田研究委員より「ヤフー・LINE事業統合事例」というテーマでご報告をいただいた。Yahoo!とLINEの統合が、競争を実質的に制限することとなるか否かについて、公正取引委員会の判断とその是非についてご報告をいただいた。ニュース配信事業、広告事業、コード決済事業について、公正取引委員会がその影響を正確に検討できているかということについて議論した。

9月23日の第12回研究会では、若林研究委員より「反トラスト法によるプラットフォームの規制～AMEX事件以降の展開・Sabre/Farelogix合併事件～」というテーマでご報告をいただいた。米国の航空券取引市場におけるSabre社、Farelogix社の合併事件についてご報告をいただき、二面市場に係るAMEX事件最高裁判決の本件への当てはめについて、地裁判決の問題点等を検討した。

また、友岡研究委員より「『規制のサンドボックス』制度の法的意義——『自主創造型』モデルの序論的考察」というテーマでご報告をいただいた。規制のサンドボックス制度（生産性向上特別措置法）について、イギリスの金融行動監督機関（FCA）の先例を取り上げつつ、革新的技術が用いられる分野における、企業等の自主的な創意による規制緩和の実現に向けた法的課題を検討した。

再生可能エネルギー主力電源化に向けた法的論点検討班

本研究班は、6月に終了した「再生可能エネルギー導入拡大の法的論点検討班」の後継班として、第5次エネルギー基本計画にて位置付けられている「再

生可能エネルギーの主力電源化」に関する法的論点等について広く研究を行うものである。9月11日の第1回研究会では、京都大学大学院経済学研究科/地球環境学堂の諸富徹先生（ゲストスピーカー）より「再エネと電力市場改革」というテーマでご報告をいただいた。再エネ電源の導入拡大に関して、系統や市場のルールや性格を概観するとともに、国内では出力制御等の課題が存在し続けている状況を踏まえ、更なる電力市場改革を推し進めることの有用性について、ドイツ等諸外国の情勢と比較しながらご説明をいただいた。その後、将来的な再エネ電源の導入拡大に向けての支援施策や既存電力市場のメカニズムについて議論した。

原子力の安全性に係る法的論点検討班

8月28日の第11回研究会では、川合研究委員より「拒否裁量について」というテーマでご報告をいただいた。ドイツの原子力法上の許可制度における拒否裁量について概観するとともに、その法的根拠や正当化されるケースについてご説明をいただいた後、裁量論における拒否裁量の位置付け等について議論した。

9月25日の第12回研究会では、筑紫研究委員より「原子力規制と規制の虜」というテーマでご報告をいただいた。アメリカで発展した規制の虜の類型・防止策や、それを踏まえた日本の原子力規制改革の成果と課題についてご解説をいただいた後、規制の虜の概念や日本の原子力規制の課題点等について議論した。

研究報告書及び研究員研究報告書の公開

以下のとおり研究報告書及び研究員研究報告書を当研究所ホームページに公開しましたので、お知らせいたします。

- ・「再生可能エネルギー導入拡大の法的問題の検討
—2016～2018年度 再生可能エネルギー導入拡大の法的論点検討班研究報告書—」
※研究報告書の一部を先行で公開。

(9月10日掲載)
- ・「エネルギー産業における競争政策と法的課題—2018年度 研究員研究報告書—」

(9月10日掲載)
- ・「近時のエネルギー産業における環境法政策の展開—2019年度 研究員研究報告書—」

(9月23日掲載)

所員の異動

所員の異動がありましたので、お知らせいたします。

(研究員異動)

(転出)

勢 藤 耕 平 北陸電力株式会社
総務部 法務室
法務チームへ

(10月1日付)

(転入)

井 上 元 太 北陸電力株式会社
小松支店 営業部
リビング営業担当より

(10月1日付)

マンスリー・トピック (8・9月)

- | | |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・8月1日 UAE, 初の原子力発電所稼働 ・8月13日 北海道寿都町, 高レベル放射性廃棄物最終処分場選定における文献調査への応募を検討 ・9月2日 使用済み核燃料中間貯蔵施設, 安全審査に事実上「合格」 ・9月16日 EU, 2030年までに1990年比で温室効果ガス55%削減を表明 | <ul style="list-style-type: none"> ・9月17日 容量市場の初入札結果, ほぼ上限の1キロワットあたり1万4,137円 ・9月24日 東電柏崎刈羽原発, 規制委が保安規定案を了承し審査終結 ・9月30日 仙台高裁原発避難者訴訟, 国の責任を認める初めての高裁判決 |
|---|---|

| |
|--------|
| 新着図書案内 |
|--------|

(8・9月)

| 書名 | 著者 | 出版社 |
|--|--------------|-----------|
| 環境法研究 第10号 | 大塚 直 編 | 信山社 |
| 独占禁止法のエンフォースメント—新たな課題に対して— 日本経済法学会年報第41号 (通巻第63号) (2020) | 日本経済法学会 編 | 有斐閣 |
| まるわかり 電力デジタル革命キーワード 250 | 西村 陽, 巽 直樹 編 | 日本電気協会新聞部 |

日本エネルギー法研究所月報 (隔月発行)

2020.10.31 Vol.266

編集発行 日本エネルギー法研究所 月報編集委員会
〒141-0031 東京都品川区西五反田七丁目9番2号
KDX五反田ビル8F

電話 03-6420-0902 (代)

URL <http://www.jeli.gr.jp/>e-mail contact-jeli@jeli.gr.jp

印刷 株式会社 吉田コンピュータサービス

本書の内容を他誌等に掲載する場合には、日本エネルギー法研究所にご連絡ください。